

第33回茨城県伝統工芸品展開催業務委託仕様書

1 業務の名称 第33回茨城県伝統工芸品展開催業務

2 第33回茨城県伝統工芸品展（以下、「工芸品展」という。）の開催概要

（1）目的

茨城県の風土及び生活の中で受け継がれてきた伝統工芸品を広く紹介することにより、工芸品に対する理解を深めるとともに、販路拡大を図り、生産者の生産意欲の向上及び後継者の確保に資することを目的とする。

（2）開催方針

- ・ 県内出身のインテリアコーディネータ及びアートデザイナー（以下「コーディネータ等」という。）の演出及び監修の下、現代の生活や芸術とのコラボレーションによる提案型の展示会を開催することにより、新たな購買層の開拓等による販売促進及び工芸品自体のレベルアップを図る。
- ・ 首都圏等での発信力向上及び販路拡大を図るため、県内及び都内において計2回開催する（以下、それぞれ「県内会場」、「都内会場」という。）。

（3）日程

県内会場	11月16日（木）～11月19日（日）の4日間
都内会場	2月19日（月）～3月4日（日）の間の土日を含む7日間程度

（4）会場

インテリア及び現代アートとのコラボレーションによる展示を効果的に実施することができ、かつ、集客及び発信力の高い会場で開催すること。なお、会場借上費は委託費で負担すること。

県内会場	山新グランステージつくば ※内諾済み
都内会場	アートギャラリー等 ※未選定

（5）内容案

区分	演出等の依頼先	内容
県内会場	出久根 ちせ氏 県内の工芸品と連携した業務実績がある本県出身のインテリアコーディネータ	・インテリアコーディネータ展示 ・コーディネータの演出による展示・販売 ・その他イベント（オーナメントのワークショップ、焼き物カフェ、福引など）
都内会場	ミック・イタヤ氏 県内の工芸品と連携した業務実績がある本県出身のアートデザイナー	・アートデザイナーとのコラボ商品展示 ・アートデザイナーの演出による展示（一部販売） ・その他イベント（アートデザイナーと工芸士とのトークショー、ワークショップなど）

※現時点で想定しているコーディネータ等の演出等に係る費用（1,200千円）及び県内展の会場費用（約300千円）について、委託費に盛り込むこと。

3 業務委託内容

県が指定するコーディネータ等による演出等に係る助言の下、以下の業務を実施する。

(1) 工芸品展の企画・調整

<県内会場>

別紙「会場配置図」及び「会場利用イメージ」を目安に、各エリアが一体性と回遊性を考慮しつつ、以下の展示等を実施すること。

①インテリアコーディネート展示等

- ・インテリアコーディネーターが行うコーディネート展示及び会場入口周辺に設置するアイキャッチのための展示スペースの外観について装飾を行う。
- ・展示で使用する工芸品及び備品等の貸与等に係る調整を行う。

※展示の内容については、基本的にインテリアコーディネーターが担当する。

※展示に必要な備品等については、会場（山新グランステージつくば）から貸与できるものもある。

②インテリアコーディネーターの演出によるギャラリー展示

- ・インテリアコーディネーターの演出による工芸品のギャラリー展示を行うこと。
- ・出展する工芸品については、委託者が調整の上、選定する。（10～20商品程度を想定）
- ・各工芸品について、展示台を用意すること。

③インテリアコーディネーターの演出による販売スペースの設置

- ・インテリアコーディネーターの演出による工芸品の展示及び販売スペースを設置すること。
- ・出展する工芸品製造業者（以下、「出展業者」という。）については、委託者が調整の上、選定する。（15～20業者程度を想定）
- ・各工芸品について、展示台及び出展業者が販売可能なスペースを用意すること。
※各スペースは概ね、幅180cm×奥行180cm（展示台、椅子）を想定しているが、出展業者の数による変更あり。
- ・工芸品展当日、出展業者の休憩時など販売をフォローする担当者を各日1名程度配置すること。

③工芸品の魅力を伝えるイベントの実施

- ・ワークショップや焼き物カフェ、工芸品購入者等に対する福引など、現代生活の中での工芸品の魅力を伝えるとともに、来場者が楽しむことができ、かつ、工芸品の購入促進につながるイベントを実施すること。

<都内会場>

①会場及び会期の選定

- ・工芸品の魅力の発信及び新たな購買層等（工芸品や文化的価値に関心の高いビジネスマンや外国人、将来の後継者となり得る芸術系の大学生、メディア等）の集客につながる会場を選定すること。

②アートデザイナーと工芸士の共同制作商品の展示

- ・アートデザイナーと県内の工芸士が取り組んでいる共同制作商品の展示を行うこと。
- ・出展する工芸品については、委託者及びアートデザイナーが調整の上、選定する。（10業者程度を想定）

③アートデザイナーの演出による展示

- ・既存の工芸品について、アートデザイナーの演出による展示を行うこと。

※展示する工芸品については、委託者及びアートデザイナーが調整の上、選定する。(10～20 業者程度を想定)

- ・展示品の販売も可能とすること。

④その他イベントの実施

- ・アートデザイナーと工芸士とのトークショーやワークショップ、インスタグラムを活用した景品付きフォトコンテストなど、現代アートと組み合わせた工芸品の魅力を伝え、来場者が楽しめるイベントを企画・実施すること。

<共通>

- ・各展示品について、それぞれの魅力が伝わるような表示・装飾を計画すること。
- ・コーディネータ等、会場及び関係機関との調整を行うこと。
- ・委託者が実施する出展者に対する説明会等において、委託者と調整の上、出展マニュアル等を作成の上、出展に係る説明を実施すること。
- ・工芸品展の名称については、提案によりサブタイトル等を加えることも可能とする。

(2) 工芸品展の運営等

- ・会場の設営・準備・撤去を行うこと。
- ・委託者と連携・協力し円滑な運営に当たること。
- ・各工芸品展の来場者について、1時間ごとに集計し、委託者へ報告すること。
- ・来場者がスムーズに会場内を巡れるよう、会場案内チラシ等の作成・配布及び会場内の表示等を設置するなど工夫すること。
- ・消防や衛生管理など必要な手続き、来場者・出展業者の安全確保を行うこと。
- ・来場者アンケートを実施し、とりまとめ、分析、評価を行ったうえで報告すること。
※回答者への特典を設けるなど、各開催期間中に少なくとも100人分の回答を得ること。

(3) 広報

- ・ポスター（B2サイズ）及びチラシ（A4サイズ）を制作すること。
- ・新たな購買層等（工芸品や文化的価値に関心の高いビジネスマンやファミリー、外国人、将来の後継者となり得る芸術系の大学生、メディア等）の来場につながる広報を行うこと。
- ・会場の立地を考慮しながら、来場者の増加につながる広報を行うこと。
- ・広報にあたり、ダイレクトメールなどの広報媒体における工芸品の活用も検討すること。

4 委託期間

委託契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

5 留意事項等

(1) 業務体制

- ・工程管理を徹底するため、委託者への連絡・報告を密に行うこと。
- ・コーディネーター等による演出等が徹底されるよう、コーディネーター等との打ち合わせを密に行うこと。
- ・本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本委託業務に含まれ

るものとする。

(2) 著作権

- ・委託事業の実施に伴う著作権の権利は、委託者に帰属するものとする。
- ・業務事業の実施に当たり、他社の著作権その他の権利が及ぶものを使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び、事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

(3) 添付資料

- ・(県内会場関係)「会場配置図」及び「会場スペースイメージ」